

○公財ア事業第 215 号

国立アイヌ民族博物館における科学研究費助成事業の研究実施規程を次のように定める。

令和 6 年 2 月 5 日

理事長

国立アイヌ民族博物館における科学研究費助成事業の研究実施規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国立アイヌ民族博物館（以下「博物館」という。）の研究者が行う研究のうち、科学研究費（以下「科研費」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(組織の責任体制)

第 2 条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を理事長と定める。

- 2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を事務局長と定める。
- 3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を博物館長と定める。
- 4 研究倫理教育責任者を研究学芸部長と定める。

(組織、研究を行う職)

第 3 条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは、博物館長、研究学芸部長、室長、室長補佐、研究主査、学芸主査、研究員、学芸員、アソシエイトフェロー、エデュケーターとする。

(研究計画の策定)

第 4 条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを博物館長に提出するものとする。

(研究の実施)

第 5 条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、博物館の調査研究事業の活動として実

施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第6条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第7条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを博物館長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第8条 科研費の研究計画調書の取りまとめは研究学芸部長、補助金の経理管理等の事務は、事業課が所掌するものとする。

- 2 事業課は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
- 3 事業課は、研究者の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
- 4 事業課は、研究者からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。

(内部監査)

第9条 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）を踏まえ、内部監査を実施する。

- 2 内部監査は、財務会計課が行う。
- 3 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

(法令等の遵守)

第10条 博物館に所属する研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

- 2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

## 附則

この規程は、令和 6 年 2 月 5 日から施行する。

附則〔令和 6 年 6 月 14 日付公財ア事業第 60 号一部改正〕

この規程は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。

附則（令和 7 年 3 月 23 日付公財ア事業第 285 号一部改正）

この規程は、令和 7 年 3 月 23 日から施行する。